

# 公文書等の適切な管理、保存 及び利用に関する懇談会

## 第14回議事要旨

内閣府大臣官房管理室

## 第 14 回 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会 議事次第

日時：平成 18 年 6 月 22 日（木）11:23～12:09

場所：総理官邸 3 階南会議室

- 1．開 会
- 2．懇談会報告について
- 3．閉 会

尾崎座長 それでは、定刻前でございますけれども、皆さんおそろいのようにございますので、ただいまから第14回の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」を開催させていただきます。

本日は、小谷委員、三宅委員が御欠席でございます。御欠席のお二人の委員からは、事前に御意見をいただいております。それは報告書（案）に反映させております。

本日は、お手元にお届けしております報告書（案）について意見交換をいたしまして、報告書を最終的にとりまとめて、安倍官房長官に提出したいと考えておりますが、官房長官は国会審議の対応がございまして、予定としては11時55分ごろにお見えになる予定です。国会のことですから、そのとおりいくかどうかなかなか難しいんですけれども、そういう予定になっております。官房長官がお見えになりましたら、報告書を私から提出し、官房長官からごあいさつをいただくという運びを考えております。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。前回の会合以降、前回までの議論を基にいたしまして、私の方で修正案を作成させていただきました。各委員の御意見を個別にいただきながら、報告書（案）をまとめてみました。

事前に御送付しておりますけれども、前回からの変更した箇所につきまして、山本管理室長から説明をいただきたいと思っております。お願いします。

大臣官房管理室長 では、座って説明させていただきます。

既に御送付させていただいておりますので、かなり細かい点は省略しまして、大きな点のみの紹介にさせていただきます。

まず1ページの「はじめに」のところでございますが、ここで前回いろいろ御意見があった中で、第1次報告書といいますか、前のとき以来に実施したこととして、新しい定型的な基準を導入したということを書いておいた方がいいのではないか、移管基準についての記述をした方がいいのではないかという御示唆がございまして、その旨を3段落目に追加したところでございます。

その下の「『半現用文書』」という辺りをわかりやすくする意味で、注2で下に落とすというようなことをしております。

「I 基本的考え方」のところでございますが、ここはいろいろ御議論がございましたので、いちいち申し上げるのはやめますが、基本的には記録保存型文書管理と意思決定型文書管理という形で2個を対立的に表現するのはやめた方がいいのではないかという御意見が主流だったと理解いたしまして、座長とも御相談した上、最初の部分はほとんど書き直しております。

本文でまいりますと、最初の部分をほとんど書き直しておりますので、これを今、読み上げるのは時間の都合上省略させていただこうかと思っております。

例えば2ページの部分ですけれども、結局、国の説明責任を十全に果たしていくために単に非現用段階での取り組みでは足りず、現用段階から記録保存型文書管理の視点を公文書等管理システムに適切に組み込んでいくことが必要と思われるというような文章で表現を

していただいているところでございます。

その下の「したがって」も同じような趣旨でございます。

このところは、皆様にお送りして、大体同意をいただけたのではないかと事務局としては理解しております。

4 ページの最後の文章のところにも、今のような趣旨で書いておまして、11 の前の最後の段落ですけれども「本報告書の提言内容に基づいて、『現用』段階からの取組が強化されるとき、『現用』、『非現用』両段階を通じて、適時的確な業務遂行の参考に供する等の従来の文書管理の側面と歴史公文書等についての『説明責任』を果たすための『記録保存型文書管理』の側面が適切に融合した公文書等管理が実現することとなる。それは、単に歴史公文書等の移管等に資するだけでなく、国の機関の意思決定及び業務遂行全般の一層の適正化、効率化及び透明化に貢献するところも大であると考えられる」というような形で書かせていただきました。

以下は、基本的には細かい文言の修正等がほとんどでございますので、省略いたします。

例えば7 ページなどでは、前の2 つの研究会の報告書をそのまま引っ張ったために、番号の振り方が( 1 ) だったり、イだったりしたのは、少し直したりしております。これは事務局の怠慢でございました。済みません。

真ん中はほとんどそういう感じの修正でございますので、省略いたしまして、最終ページに飛んでいただきまして、31 ページから「むすび」となっておりますが、そのうち特に最終の32 ページでございますが、ここにつきましては、一応読み上げますと「本報告書の提言内容の実現は決して容易なことではない。その過程において内閣府及び国立公文書館の積極的な役割が期待される。それと同時に、いうまでもなく各府省等の理解と協力が不可欠である。当懇談会としては、中間書庫システム及び電子公文書等の管理・移管・保存に必要な取組が政府全体において着実に実を結んでいくよう強く希望するものである」というような表現に少しずつ変えて、こんな形で今は書かせていただいております。

最後の段落のところも、前回いろいろお話がございましたけれども、真ん中辺ですが「このような取組はいわば次世代への『説明責任』を果たすための『公文書ルネッサンス』ともいえる画期的なものであり」というような形で、そのまま書かせていただいております。

以上、雑駁でございますが、説明させていただきました。

尾崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の修正点の説明を踏まえまして、報告書(案)について御意見がございましたら、お伺いしたいと思っております。

事務局に奮闘してもらいまして、事前にかなり詰めてあると思っております。報告書そのものについての御意見も勿論承りますし、修正もまだ30 分ぐらいの間があれば間に合いますので、いたしますが、それだけではなくて全体の作業、我々の審議に当たっての御感想等もあろうかと思っておりますので、報告書(案)そのものに直に関連した事項でなくても結構でございますので、御発言をいただきたいと思っております。どなたからでも結構です。館長いかが

ですか。

国立公文書館長 全体として、まず申し上げるとすると、当時まだ福田官房長官だったんですが、日本アーカイブス学会の前の段階でS A Eの会合をやって、中国や韓国の公文書館システムの方が日本よりはるかに進んでいるという囲み記事が出たのを、たまたま福田官房長官が目にとめられました。そしてこれがきっかけとなって私に直接お電話でお尋ねいただいて、何かやらなければいかぬなということになりました。それからこの懇談会あるいはこの懇談会の前身である、高山座長にやっていただいた研究会を立ち上げるということが始まったわけです。それからの長い積み重ね、途中で2つの研究会も後藤委員と山田委員にそれぞれ座長をお務めいただいて、今日ここまで来たというのは、大変ありがたいことだと思っております。

また、その過程で、私自身もそうですけれども、職員がこういう調査研究に携わることができて、また先生方の御意見を直接伺ったりするということは、そういう意味でいうと、私ども役職員にとっても、大変得がたい経験、機会であったと思います。こういうチャンスを与えていただいたことを大変ありがたいと思いますし、これから御提言いただいたことを内閣府ともども、あるいは今日も総務省の戸塚さんに御出席いただいておりますけれども、総務省や各省庁と手を携えて実現をしていかなければいけないだろうということで、私ども覚悟を新たにして、心を新たにして、取り組んでいくつもりです。

いずれにしても、そういう際にも、引き続き先生方の御支援あるいは御鞭撻を是非賜りたいと思っておりますので、この後もよろしく御支援いただきますように、この機会にお礼の方々お願いを申し上げて、ごあいさつとさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

尾崎座長 山田委員、いかがですか。

山田委員 内容的な点で申しますと、先ほど御説明がありました例の行政利用と記録保存型というものに、二項対立させるというのを大分薄めていただいたというのは、結構であろうと思っております。

尾崎座長 よくなったと思います。

山田委員 随分すっきりしたと思います。記録保存型という言葉自体も、公文書館で保存することの前倒しみたいなニュアンスになると、多少話が矮小化されて嫌だなという感じはあるんですけども、全体として読めば、そこら辺のところはよくわかると思いますので、結構だったのではないかと考えております。

ついでと言えば何ですけれども、こんなことをこんなところで聞くのがいいのかどうか知りませんが「むすび」のところですか。先ほど32ページの最初の段落、今、山本さんに御紹介をいただいた本報告書云々のところなんですけれども、下段は大分文章が変わって、当懇談会としては、これこれを強く希望すると書いてあるんですが、これはもともとは、たしか見守っていきたいとか何とかと書いてあって、この懇談会はこれで終わるのかなと思ったら、まだ続くのかと思って、ちょっとぎょっとしたんです。これに変わった

というのは、何かそういう意味がおりなんでしょうか。

尾崎座長 これは、実は私が意見を申し上げた点なんですけれども、前は当懇談会としてもというようなところから、ちょっとやわらかい感じになっていて、まさに山田委員がおっしゃったような意味で、あいまいもこととしていたんですけれども、我々としては、やはりここで、我々の希望を強くきちっと書いておいた方がいいのではないかと。それをどういうふうに受け止めるかというのは、政府側の話ではないかと。我々は希望を申し上げて、それをどう受け取るかというのは、お任せした方がいいのではないかとということでこうしましたら、館長から今後とも御協力をというようなお話がありましたので、政府側御当局としては、そういうようなこともこれから考えるかもしれないということです。我々としては、はっきり我々の意思を表明しておきたいと思ひまして、こうさせていただきます。

内閣府大臣官房長 座長一言よろしいですか。

尾崎座長 どうぞ。

内閣府大臣官房長 今、座長におまとめいただいたようなことでございます。今日こういう形で報告書をおまとめいただいて、官房長官に手渡していただくということでございます。そういうことで大仕事をしていただいたんでございます。

いよいよこれからこれを基に我々は一から取り組んでいくという状況でございますので、我々の希望といたしましては、これからも必要に応じて、またお集まりをいただいて、状況を御報告したり、あるいはそれを基にアドバイスをいただくというようなことでお願いできればというのが率直な我々の考えでございます。

もともと官房長官主宰の懇談会というようなことでもございましたので、一応官房長官とも御相談をしまして、是非そういうことでお願いできればということでございましたので、また座長始め御苦勞をおかけすると思ひますけれども、一応私どものお願いはそういうことでございます。

尾崎座長 山田委員、もう一度ぎょっとなさりましたね。

内閣府大臣官房長 これからは是非バックアップをいただいて、アドバイスもいただいて、むちも入れていただくということでお願いしたいと思ひます。

山田委員 余計なことを申し上げました。

尾崎座長 後藤委員、何かございますか。

後藤委員 いろんな方の協力で、特に事務局に御苦勞いただいたおかげで、公文書館の世界にとっては非常に価値の高い報告になったのではないかなと思ひます。自分が関わってずうずうしいですけれども、そういうふうに思っております。ですから、これを是非実現して、特に5年でやろうと書いてあることを、5年以内に実現できればいいなと願っているところです。

尾崎座長 加藤委員、いかがですか。

加藤委員 公文書館の方々、尾崎座長を始め内閣府室長も本当にお疲れ様でした。

今回のものは、実際に物を動かしていくという点では、すごく貴重な報告書だと思います。しかし、やはりマスコミに説明する場合など、前回の報告書とどこが違うかということ座長や館長が御説明くださるとき、是非次のような言葉を添えていただきたいと思います。それは、公文書ルネッサンスといったときの、ルネッサンスということばの意味についてです。何に対するルネッサンスかということです。

前にも申し上げましたように、明治から昭和戦前期というのは、勿論国家が作成した文書、これは国民には見せません。ただ、これは天皇の官僚として、文書を作成する段階では、大変なすごい迫力で作成し、編纂していたと思われます。ですから、そういう点で、ある種戦前までの良い習慣、戦前期の日本が持っていた、国家の官僚や文書を作成する現場の人間が迫力を持って文書を残すという習慣を思い出したい、復活させたいということです。さらに、それを定型的基準によって合理的に分類していくという、その部分が大切なのだと思います。

あとは、福田前官房長官のお話にありましたけれども、やはり公文書の管理と保存は、「将来への公共事業」という点で大切だという点を今一度ご強調いただきたい。そのような点で、今後歴史を重視して歴史を交渉に使ってくる国々との交渉というのが、日本の大きな問題になってくると思いますから、そこで本当にこれは将来への公共事業なんだということで、基本的に非常に正しいこの報告書を基に、内閣府もそして国立公文書館もスタッフを十分拡張して、どんどん頑張っていっていただきたいと思います。

以上です。

尾崎座長 ありがとうございます。

宇賀先生、いかがですか。

宇賀委員 前回の懇談会で提示した課題について、山田委員あるいは後藤委員を中心として、研究会の方で非常に詰めて、立派な報告書をまとめていただいたなと思っております。私も以前から行政文書のライフサイクル全体を視野に入れなければいけないと言いつつ、実際の講義などでは、やはり現用文書に偏っておりまして、現用段階での情報公開とか、そういうことはいろいろ話しても、非現用の段階についてのケアは非常に少なかったなということを反省いたしまして、今年は行政法の教科書を改訂しました。そこではかなりこの公文書館のことも含めまして、まさに受講生の方に現用段階だけではなくて、非現用段階も含めた文書全体のライフサイクルを頭に入れてもらうような形にすべく、多少これまでの反省の上に立って改訂をしたんですけれども、そういう認識を深めたのも、この懇談会に参加して、皆さんのいろいろな御意見を伺ったということが影響しておりますので、その点で感謝申し上げたいと思います。

加賀美委員 よろしいでしょうか。

尾崎座長 どうぞ。

加賀美委員 私は16年報告書まではほとんど出席できましたが、後半は仕事の都合で欠席が多くなったということについて、皆様に大変御迷惑をおかけいたしまして、そのこ

とは深くおわび申し上げます。

私自身は、実は『NHKアーカイブス』という番組をスタートから今に至るまで、7年間担当してまいりました。番組と公文書のアーカイブというのは、全く違うのでありますけれども、その心とか基本的なことは全く同じでございます。ですから、この7年間アーカイブがどんなに大事かということは、身にしみながら仕事をして参りました。私の場合は、保管、保存ということではなくて、それを今の時代に、これからの時代にどう活用するか、どう活用していったらいいかということが仕事でありますので、その点でこの会議にも何かお役に立つことが少しはあるかもしれないと思いながら、参加させていただきましたが、なかなかそういうことにはなりません、そのことについても、おわびを申し上げたいという気持ちでいっぱいでございます。

しかし、この公文書ルネッサンスともいえるお仕事に、ほんの少しでも参加させていただいたということは、大変貴重なことであり、本当にありがとうございました。

尾崎座長 私はこの懇談会の座長を務めさせていただいたんですが、本当のところは、第4コーナーを回るまでは、高山先生がおやりになっておられたので、私は最後ちょこっとだけございました。基礎の部分は全部高山先生がまとめられてこられたわけですが、最後の製品を見て、高山先生の御感想をひとつ伺いたいと思います。

高山国立公文書館理事 発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

まず冒頭に尾崎座長を始めといたしまして、委員の皆様方の御努力の成果がここにまとまったということを大変うれしく、また有難く思っております。

これは先ほど来、御説明がございましたように、現在日本の公文書館の世界、更には広くアーカイブスの世界が抱えておりますところの現在の問題点と、それから現在の問題点が何であって、それをどのように対応することで問題点を解消していけるか。これから何をやっていくことで、世界の先端的な水準に、そしてそれをリードするような日本のアーカイブスの世界が出てくるかという、2つの側面を2つの研究会に分けて御検討いただいて、その結果がこの報告書の中に、大変見事に融合して御提示いただけたことは、ありがたいことだと思っております。

そして、先ほど来、様々な反応も出ておりましたけれども、この報告書が基本図になって、これからの日本の在り方が着実に形を成していくということになっていきます。その段階においても、懇談会の先生方の御協力を得なければいけないと思っております。

先ほど加賀美委員の御発言にもございましたように、非現用文書というものは、従来はどちらかというと歴史学を中心とした研究という面で大変高尚な貢献をする側面もございましたし、更には国民のアイデンティティーというものを確保するというような側面もございましたが、もう少し即物的な側面として、最近では情報資源という面も大変強調されてきております。

そういう面で、今後、国において、基本的なさまざまな政策を展開されていく中で、情報資源としての一翼を担う公文書の保存・利用の在り方、更にはアーカイブスの中に入っ

ている公文書ではない形の情報資源、例えば『NHKアーカイブス』での映像資料などが、その最たるものでございますけれども、そういったものを含めて、どういう形になっていくかということのモデルケースを、この設計図で示していただけたのではないかなということ、喜んでおります。

重ねて申しますが、尾崎座長を始め、懇談会の委員の皆様方、更にはそれを支えられました事務局の方々、この方々は現在私の同僚ということになるわけでございますが、そういう皆様の御努力にこの場を借りて、本当に深くお礼を申し上げたいと思います。この立派な設計図を少しでも損なうことなく形にしていくことで、我が国の形が大変立派にでき上がるのではないかなということをご期待しております。

本当に長い間ありがとうございました。

尾崎座長 ありがとうございました。

内閣府の方、何かお話ございますか。

内閣府大臣官房審議官 1つは各府省の理解と協力という中で、内閣府もここに入っております。実は私、前は担当の文書課長、官房総務課長でございましたが、この問題をほとんど認知しておりませんで、文書担当係というのを備えた各省庁というのは、余りないのではないかと。ですから、霞が関のメンバーをどういうふう意識改革していくんだというのは、なかなか難題かなと思います。かく言う私自身が1年前は全くこういうところまで問題意識を持っていなかった。また、国会ですとか、報道ですとか、一番やくざな仕事をしているものですから、ここまでなかなか至らないセクションで、なおかつ大切というところがございますので、この辺の意識改革をどうしていくかというのが一つ大きな問題かなと思います。

もう一つは、まさにここでいただきました懇談会の報告を基に、予算要求をして、5年間の工程表を組み立てると。細部の組み立てはまだ詰まっております。8月末までの概算要求でこの中間書庫の入れ物をどうする、その他研修をどうする、さまざまな問題がある。

もう一つは、電子媒体の関係の試行、実証的研究をどういう形でやっていくかといったような予算要求も、ちょうど申請期に入るところですので、ここのステップはなかなか難しいのかなという意味で、5年間の最初のスタートは、どういう形で年末に向けて予算を獲得していくかと。そういったいろんな宿題をいただいたなということで、ずっしりと重みを感じておるところでございます。本当にありがとうございました。

尾崎座長 総務省はいかがですか。

総務省大臣官房参事官 総務省では、以前お話をさせていただきましたが、電子政府を担当しております。政府のいろいろな情報化を進めていく中で、現在、これから5年間の新しい電子政府の計画を今、策定中でございます。その中で、以前お話をいたしましたような電子公文書につきましても、文書管理の新しいシステムを構築しようということで検討を始めておりますけれども、ワーキンググループをつくっております、その中には公

文書館を担当する内閣府の方にもオブザーバーで参加をしていただいております。

これから予算の大変厳しい中で、効率的で効果的なシステムをつくっていくという厳しい課題を与えられているわけですが、是非よいものをつくっていきたいと思っておりますので、公文書館の方とも御相談しながら、つくっていきたいと思っております。

尾崎座長 ありがとうございます。

官房長何か追加のお言葉ありますか。

内閣府大臣官房長 御礼を申し上げるだけでございますけれども、立派な中身の報告書をいただきまして、中長期的な観点からの御提言もいただき、それからこの5か年で実現すべしという御提言をいただきましたので、我々としても政府一体となって、しっかりやっけていきたいと思います。

本当に長い間ありがとうございました。

尾崎座長 一通り御意見を伺いましたが、どうやら修文の必要はなさそうでございますので、ありがとうございます。

私、このまとめられたものを読みまして感じましたのは、公務員の文化を変えなくてはいけないのではないかということなんです。なぜそんな大げさなことを言うかといいますと、今まで役所の文書管理というのは、本当に内部用の文書管理であったわけです。この報告書の考え方というのは、国民の利用の便ということを入れて文書管理をやりなさいと。こう役所に言っているわけですし、そうすると、それは絶えずそのことを考えていないと、今までどおりにひと仕事終わると関連文書は放り出してしまおうというような、そういう文書管理になってしまうわけです。だから、本当にきちんと引き渡すところに引き渡すまで、どのようにして、自分がつくったこの文書を国民に利用してもらおうかということ、を忘れずに仕事をしてもらわなくてはいけません。これは私の感覚で言えば、公務員の文化を変えなくてはいけないという感じだと思います。

審議官から、先ほど率直なお話がありましたけれども、余り考えていないというのが現状であろうかと思っておりますので、これを機会に繰り返し政府の全職員に対して、働きかけをしていかなければいけないのではないかと思います。どういうふうにするかは、内閣府の方で、あるいは国立公文書館の方でいろいろお考えいただけたらと思っておりますが、どうかその観点を忘れないように考えていただきたいと思います。

公務員の初任者研修というのがありますが、それこそ、その段階からこの話をして、公務員の心構えといいますか、一番初々しい間に、このことをしっかりと頭の中に入れてもらうということで、10年か15年ぐらい経ちますと、大分変わってくるのではないかなという気がするわけですが。

予算要求もお願いしなくてはいけないわけですが、現状から見て、率直に申し上げますと、そんなに画期的なものが今すぐできるという感じは、私は残念ながらいたしません。でも、毎年しつこく、少しずつでもやっけていくというのが非常に大切でございます。継続は力なりといいますけれども、これも10年か15年経てみたら、かなりのこと

ができていたというようになってくれたら、すばらしいなと思います。焦る必要はない。ただし、絶対に忘れてはいけないと。必ずやるということではないかと思います。

官房長官はそろそろお見えになるようですねけれども、国会少し遅れているようでございますので、まだ発言のチャンスはございます。言い忘れていたというようなことはありませんでしょうか。

国立公文書館長 こういうときに御発言もちょっとあれなんですけど、宇賀先生から先ほど行政法の教科書もリバイズしようというお話がありましたし、御講義の中でも当然そういうことがおありだと思います。

私は最近学問の世界から遠く離れているものですから、行政法というと、私どもは雄川一郎先生の行政法だとか、田中二郎先生の行政法だとか、当時行政法では、通則法などというのは勿論なかったですし、行政不服審査法と行政事件訴訟法みたいなものが統一典範としてありました。当然私が総務庁にいる間に、行政処分に関する行政手続だとか、あるいは情報公開法だとかということまではできたんです。けれども、実は今の各省の幹部というのは、必ずしもそういう新しい行政法の体系というのをみんな勉強していないんです。

個人的な話なんですけれども、私が人事局長をやっているときに、新任幹部になる調査官とか企画官になるような人たち、本省の人達だけでもということで、全員集めて、文科省の講堂か何かで研修会をやったんです。それで管理職の心得や倫理研修と並んで行政管理局の幹部に新しい行政法の大系の話をしてもらってやっていたんです。今は大学の授業の中に、そういう行政法の授業内容といいますか、新しい分野が出てきているもの、新しい概念は、みんな取り込まれているんですか。私はそこがどういう形で勉強していったらいいのか、追いつくのがわからないんです。

宇賀委員 私自身も雄川一郎先生の授業を受けていたんですが、その当時と今とは、行政法の授業内容は大きく変わっていると思います。今は行政手続法や情報公開法、行政機関の個人情報保護法は、行政法の授業では必ず取り扱っています。

国立公文書館長 必須項目与のですね。

宇賀委員 しかも、かなり重要な部分を占めているとっていいと思います。ですから、最近授業を聞いている学生たちはわかっていると思います。

国立公文書館長 みんなわかっているんですか。

宇賀委員 そうですね。

国立公文書館長 意外にわかっていないのは幹部の方で、だからといって、大事にしないといけないということをみんな知らないのかもしれないですね。

やはり宇賀先生の新しい行政法の教科書などを買って、もう一度勉強しないとだめですね。

尾崎座長 ありがとうございます。

官房長官はあと数分でお見えになると思いますけれども、例によりまして、プレスが入りますので、しばらく静かに待っておきましょう。

宇賀委員 新司法試験が5月に第1回がありまして、その問題などを見ましても、行政手続法とか情報公開法が出ています。

国立公文書館長 そうですか。例えば原告適格とか当事者適格などというの、大分感じが変わってきていますね。だから、そういうものというのは、必ずしも現任でいる公務員の、特に幹部の方、古い年代の人というのは、行政法の体系が変わってきているところが、頭に入っていないんですね。

(報道関係者入室)

(安倍内閣官房長官入室)

尾崎座長 官房長官がお見えになりました。

早速でございますけれども、本日まとまりました当懇談会の報告書を、座長の私から提出をさせていただきたいと思っております。平成15年から足かけ3年検討してまいりました。官房長官には関係省庁に御指示いただきまして、先進諸国に負けないような立派な公文書管理を日本に確立させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

(尾崎座長より安倍内閣官房長官に報告書手交)

尾崎座長 それでは、安倍官房長官からごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

内閣官房長官 本日は国会閉会中審査がイラク特で行われました。そこで答弁があったものでございますから、短時間の出席となりましたことを、まずおわびを申し上げたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、大変御熱心に御審議をいただきました。そして、本日の報告書をおとりまとめていただきましたことに対しまして、厚く御礼と感謝を申し上げます。次第でございます。

今回の報告書では、公文書等の中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存について、中間書庫システムの構築など、具体的な提言をしていただいたと承知をいたしております。御提言の内容は、行政の効率性及び透明性の向上、または電子政府化の急速な進展といった流れを踏まえ、公文書館制度を時代に合ったものへと充実させていく上で、極めて重要なものであると認識をいたしております。国の歴史を後世に伝え、将来の国民への説明責任を果たすため、歴史的公文書等の管理・移管・保存を十全に行っていくことは、国の重要な責務であることは言うまでもないと思っております。

私の地元の山口県におきましては、都道府県で初めて公文書館を実は設置をした場所でございます。また私の選挙区でもございますが、下関にも全国で数少ない市町村の公文書館が置かれているなど、公文書等の保存に熱心な土地柄でもございまして、私自身公文書館に対する取組みに非常に関心を寄せているところでございます。

本日の御提言を受けまして、所管大臣として、その実現に向け、最大限の努力をしております。引き続き、各般の御協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、それぞれ大変お忙しい中、長期間にわたりまして、御協力をいただきましたことを、厚く感謝、御礼をいたしまして、私のごあいさつとさせていただきますと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(報道関係者退室)

尾崎座長 大変力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

官房長官は、本日大変御多忙でございまして、次の日程がまた待っております。ここで御退席になります。大変ありがとうございました。お忙しい中、どうもありがとうございました

内閣官房長官 どうもありがとうございました。

(安倍内閣官房長官退室)

尾崎座長 官房長官に国会の合間を縫ってお出でいただいて、よかったですと思います。

委員の皆様には、今回の審議全般を通じまして、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。本日無事報告書を取りまとめ、官房長官に提出することができました。そのことを座長として、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

これが最後でございますけれども、もしも何か言い残していることがございましたら、どうぞ御遠慮なくおっしゃってください。

公文書館長よろしいですか。

国立公文書館長 改めて本当にありがとうございました。

内閣府大臣官房長 私の方からも改めてありがとうございました。これからも御指導いただきたいと思います。

尾崎座長 それでは、以上で懇談会の議事を終了させていただきます。

議事要旨につきましては、速記録ができ上がりましたら、いつものとおり各委員に御照会いたしますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。